

教育等の振興に関する施策の大綱

平成27年6月
利府町教育委員会

第1章 大綱の策定について

1 大綱策定の趣旨

これまで、本町では教育行政の方向を「利府町の教育」に示し、健全な人間形成と明るいまちづくりを目指して、町民の生涯にわたる学習の充実に向け、学校・家庭・地域の連携を重視した取組みを展開してきました。「おもいやり、たくましさ、創造力を培う学校」「生涯学習を支え、活力に満ちた地域社会」「魅力ある地域文化の継承と創造」を本町教育基本方針と定め、これを具現化するため『ブラザーシップ事業』『スクールシップ事業』『キャリアシップ事業』の志教育及び『チャイルドシップ事業』の学ぶ土台づくりの特色ある4つを柱に教育行政を推進しています。

このような中、我が国では、近年の教育環境を取り巻く様々な状況の変化に対応するため、平成18年12月に教育基本法が改正され、国や県が新たな教育の目標や理念を掲げたことから、市町村においても教育施策の推進に向けた計画づくりが求められています。また、東日本大震災の影響を踏まえた取組みも求められています。

以上のことを踏まえ、これまでの本町独自の取組みを活かしながら、子どもから大人まですべての町民に対し、今後町が目指す教育の姿と施策の方向を示すため、本大綱を策定するものです。

2 大綱の位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき地方公共団体の長が策定する大綱として位置付けられるものです。

3 大綱の期間

大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、大綱の期間を概ね4～5年程度とし、見直しを行いながら、時代に則した取組みを示していきます。

第2章 本町教育を取り巻く状況

1 教育を取り巻く社会情勢

- (1) 経済や社会活動のグローバル化が進展し、国際競争が激化すると同時に、国内外の交流機会の増加などによって、国際的な視野をもち世界で活躍できる人材の育成が求められています。
- (2) 情報通信技術の進展により生活の利便性の向上が図られ、インターネットや携帯電話等を通じたコミュニケーションが進み、多くの情報が簡単に入手できるようになる一方で、情報モラルの問題や人間関係の脆弱化、情報犯罪の増加など新たな問題も出てきており、対応が求められています。
- (3) 産業構造が変化し雇用形態の変化や経済情勢の悪化などにより、特に若年層の雇用問題が深刻化していることから、勤労観・職業観の高揚を図り生涯にわたる生活目標を意識づけるための教育が求められています。
- (4) 地球温暖化問題をはじめとする環境問題を、一人ひとりが自らの問題としてとらえ、次世代の負荷の軽減を図る持続可能な社会の構築を目指していくための教育が求められています。
- (5) 少子化、核家族化、共働き世帯の増加、都市化の影響などにより、家庭教育力の低下や地域とのつながりの希薄化が進み、子育てに影響を与えていることから、学校・家庭・地域の連携強化がより一層求められています。
- (6) 教育に関する様々な問題や課題等に対応するため、教育基本法や学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、学習指導要領などの法律等が改正されており、それに対する国や県の動向を踏まえた適切な対応が求められています。

2 東日本大震災の影響

広範囲に甚大な被害をもたらした東日本大震災は、町民生活に大きな影響を与えるとともに、学校教育施設や社会教育施設などにも被害を及ぼしたことから、災害時の避難所となる公共施設等のさらなる施設整備や機能強化が求められています。

3 本町教育の課題等

- (1) 社会状況が日々変化していく中で、未来を担う子どもたちに対する期待が高まっていますが、学校や家庭教育に関する課題、学習意欲や体力・運動能力の低下、コミュニケーション能力の低下など、子どもの教育環境をめぐり多くの課題が指摘されています。
- (2) 社会状況の変化や価値観の多様化が進む中で、町民一人ひとりが充実した生活を送り自己実現を図っていくためには、生涯を通じて学ぶことが重要であり、必要に応じて学び続けることができる環境づくりが求められています。
- (3) 想定をはるかに超える震災の猛威を経験し、強い衝撃を受け、恐怖心をもった子どもたちの心のケアが必要である一方で、命の尊さや助け合うことの大切さを学び、主体的に地域や社会にかかわろうとする姿勢が見られたことから、こうした経験を様々な取組みに生かしていくことが求められています。
- (4) 町では「利府町震災復興計画（平成23年度～平成28年度）」を策定し、人命を守り被害を最小限にとどめるための対策を推進してまいります。この計画に掲げられた教育行政に関する施策の実現を図るとともに、様々な場面において、支え合い協働していくことのできる人材の育成が求められています。

以上のような認識をもち、第3章において今後、概ね5年間で実現している本町教育の目指す姿と大綱の目標を掲げます。

第3章 本町教育の目指す姿

1 目指す姿

本大綱を着実に進めることにより、大綱の期間である概ね5年間程度で次のような姿が実現していることを目指すものとします。

学校・家庭・地域社会が一体となって、生き生きと学び、心豊かで、確かな学力をもち創造性に富む子どもを育てています。
そして、町民が生きがいをもって個性と能力が発揮でき、新しい利府文化を育む地域社会が形成されています。

2 大綱の目標

本町教育が概ね5年間で目指す姿の実現に向けて、具体的には、次の4つを計画の目標として取り組んでいきます。

- 目標1 夢や希望をもち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く子どもを育む。
- 目標2 次代を担う社会の一員として、地域の文化や規範を尊重し、思いやりに富んだ子どもを育む。
- 目標3 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、「町はひとつの学校」の理念のもと、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。
- 目標4 生涯にわたり健康で充実した生活ができる地域社会をつくる。

3 教育施策の基本方向

計画の理念として掲げた「目指す姿」と4つの「計画の目標」のもと、それらの実現に向けて実施する「施策の基本方向」を、6つに分けて取り組んでいきます。

目指す姿

学校・家庭・地域社会が一体となって、生き生きと学び、心豊かで、確かな学力をもち創造性に富む子どもを育てています。

そして、町民が生きがいをもって個性と能力が発揮でき、新しい利府文化を育む地域社会が形成されています。

計画の目標

目標 1

夢や希望をもち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く子どもを育む。

目標 2

次代を担う社会の一員として、地域の文化や規範を尊重し、思いやりに富んだ子どもを育む。

目標 3

学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、「町はひとつの学校」の理念のもと、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

目標 4

生涯にわたり健康で充実した生活ができる地域社会をつくる。

施策の基本方向

基本方向 1

学ぶ力と自立する力の育成

基本方向 2

豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

基本方向 3

教育的支援を要する子どもへの支援の充実

基本方向 4

信頼され魅力ある教育環境づくり

基本方向 5

学校・家庭・地域が協働で子どもを育てる環境づくり

基本方向 6

生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成

(1) 小・中学校を通じた「利府町志教育」の充実

児童生徒一人ひとりが社会人としての自己を見据えて、主体的に学ぶ意欲と夢や希望をもって努力していけるよう、小・中学校を通して、人としての生き方について主体的な探究を促す「志教育」のさらなる推進を図ります。

- 1 思いやりと洞察力のある人間関係の育成
- 2 キャリアシップを通じた人間形成の推進
- 3 社会の変化に対応できる学習の展開
- 4 自己実現を支援する生徒指導と進路指導の充実
- 5 人間としての生き方を深める道徳教育の充実

(2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長

児童生徒一人ひとりが「分かる喜び」を実感しながら学力を身に付けられるように、スクールシップ事業や校内研修などにより学習指導の工夫・改善とその充実を図ります。また、家庭・地域と連携した基本的な生活習慣や学習習慣の確立などに取り組み、地域ぐるみで学習力向上を支援します。

あわせて、他国の文化の理解や小学校からの外国語活動を行い、新たな時代に生きていくための能力や態度を育成します。

- 1 基礎・基本を重視した教育課程の編成と実践
- 2 スクールシップによるきめ細かな連携と創意に基づく学校運営の推進
- 3 一人ひとりの実態を踏まえた授業の実践と教職員の指導力の向上
- 4 地域ぐるみの教育力向上への啓発

(3) 幼児教育の充実

幼児期における基礎・基本と学ぶ力の育成を図り、小学校への円滑な移行を目指します。

このため、幼稚園・保育所・小学校の連携ネットワークをさらに深めるとともに、交流学习を継続して推進します。

- 1 豊かな体験活動を通じた学ぶ土台づくり
- 2 チャイルドシップによる幼保小の交流学习の展開

(4) 利府町を愛し、社会の変化に対応できる学習の展開

郷土の歴史について理解を深め、郷土を大切に思う気持ちをもつことができるように、郷土の伝統・文化に触れる機会を地域とともに拡充します。また、自然に触れ、地域に根差した環境教育を推進します。

高度情報化社会に対応できるよう、発達段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育を推進します。

- 1 学習活動における郷土資料館の有効活用
- 2 地域との触れ合いを通じた体験活動の充実
- 3 郷土の歴史に関する出前授業の充実
- 4 発達段階に応じた情報スキルと情報モラル教育の充実

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

(1) 食育を通じた健康教育の充実

学校給食と各教科との関連を図った指導の充実を図るとともに、地域での食に関する体験や交流を通して食文化や地産地消についての理解を深め、食育を通じた健康教育を推進します。

- 1 食育を通じた健康教育の充実
- 2 学校給食による地産地消の推進
- 3 学校給食施設・設備の整備

(2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上

子どもたちがスポーツに親しみ、自ら体を動かそうという意欲を引き出すため、運動好きな子どもを育てる教育活動を推進するとともに、専門的指導力を有する地域人材の部活動等への活用などの取組みを進めていきます。

- 1 運動好きな子どもを育てる教育活動の充実
- 2 体力・運動能力調査を活用した実践
- 3 専門的指導力を有する地域人材の活用
- 4 基本的生活習慣の確立と心の健康づくりの推進

(3) 災害に積極的に向き合う防災教育の推進

周期的に発生する地震について正しい知識を備えるなど、自然災害に向き合いながら生き抜く力を身につけさせるため、子どもたちの発達段階に応じ、系統的な防災教育を推進します。

- 1 子どもの安全を守る環境整備と防災教育の推進
- 2 危機管理能力の向上を図る研修の充実

基本方向3 教育的支援を要する子どもへの支援の充実

(1) 学校不適應への支援対策強化

学校不適應児童生徒の学習意欲の向上や自立心・社会性を育てるため、家庭や医療、けやき教室等の関係機関と連携を図りながら、学校生活への早期復帰を支援します。

- 1 学校不適應に対する教育相談体制の確立
- 2 関係機関等と連携を図った支援の充実

(2) 特別支援教育の充実

発達障害を含め障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、校内支援体制を構築するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備と相談体制を確立し、特別支援教育の充実を図ります。

- 1 自立の基礎を培う特別支援教育の充実
- 2 教育環境の整備と相談体制の確立
- 3 就学指導の充実

(3) 子どもたちの心のケアの充実

いじめ防止等に対する体制の強化、学校・家庭等で悩みを抱え心のケアを要する子どもたちへの支援の充実を図ります。また、震災等で被災した子どもたちに対して、学校全体で中長期的な心のケアを図ります。

- 1 学校いじめ防止基本方針による相談体制の確立と防止策の充実
- 2 心のケアを要する子どもたちへの支援の充実
- 3 被災した子どもたちへの中長期的支援の推進

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

(1) 教育者として自らを高める研修の充実

教員の資質向上や学校の抱える課題に対応するため、スクールシップ事業の連携強化を図るほか、各学校において校内研修の充実を図ります。また、教職経験に応じた体系的な研修の充実及び改善を図ります。

- 1 指導力向上を図る校内研修の充実
- 2 スクールシップ事業等による研修の充実

(2) 開かれた学校づくりの推進

教育活動や学校運営の自律的改善を図るため、学校評価の充実に取り組むほか、学校評議員制度等を活用し、保護者や地域住民の意見を取り入れ開かれた学校づくりを進めます。

- 1 教育活動や学校経営に関する情報の発信
- 2 外部評価を活用した開かれた学校づくり

(3) ゆとりと潤いのある教育環境の整備

児童生徒が質の高い教育環境のなかで意欲的に学び、のびのび過ごせるように、学校施設の計画的な改修・改善、並びに、教材・教具の充実に取り組みます。また、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、就学支援を継続して実施します。

- 1 学校施設・設備の計画的な改修・改善
- 2 学校備品等の充実
- 3 経済的な就学支援の充実

基本方向5 学校・家庭・地域が協働で子どもを育てる環境づくり

(1) 家庭教育への支援と連携の推進

親としての「学び」と「育ち」を支援する学習機会や子育て相談等の場の提供、地域で家庭教育や子育てを支援する人材の育成を行うなど、関係機関や事業所等と連携しながら、地域全体で家庭教育と子育てを支える環境づくりを進めます。

- 1 親の自覚を深める家庭教育の充実と推進
- 2 スクールシップ事業を活用した地域教育力の強化
- 3 各種子育て支援団体との連携推進

(2) 地域総ぐるみによる学校支援の推進

キャリアシップ事業等における、学校・家庭・地域等とのきめ細かな連携をさらに推進します。また、地域ぐるみで子どもの安全を守る活動、並びに、ブラザーシップ事業による健全育成活動を推進し、子どもと学校を支え守る地域づくりを目指します。

- 1 キャリアシップ事業における学校支援
- 2 地域社会総ぐるみによる協働教育の推進
- 3 ブラザーシップ事業の活動支援による健全育成の推進

(3) 子どもたちの多様な体験活動の推進

世代間交流活動や自然体験活動、社会体験活動など様々な体験を通じて、地域と関わり合いながら、地域の環境や歴史・産業について学び、豊かな心、社会性、自ら考え行動する力等の育成を図ります。

- 1 親子ふれあい教室等による世代間交流事業の充実
- 2 各種体験教室による体験活動の充実
- 3 社会教育施設の利用促進と効果的活用

基本方向6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

(1) 地域をつくる生涯学習の推進

町民の多様なニーズに応じ、生涯にわたる学習の機会と場を充実し、その成果を地域に生かせるよう、生涯学習活動への参加促進と推進体制の充実を目指します。

- 1 公民館活動の充実と推進
- 2 青少年教育及び成人教育の充実
- 3 各種社会教育団体との連携推進

(2) 個性のある芸術・文化活動の推進

芸術・文化活動を推進する指導者や団体の育成、支援に努め、創造性豊かな新しい利府の文化を生み出す環境づくりを推進します。

- 1 芸術文化活動の奨励と推進
- 2 郷土資料館活動の充実
- 3 文化遺産の保存整備と活用

(3) 図書館機能の充実と読書活動の推進

図書館活動を充実させるため、本に親しむ機会を増やすなど、各種事業を継続的に改善してまいります。また、多様な学習ニーズに対応できるよう、県立図書館や周辺市町村の図書施設との連携強化を図り、図書資料の充実に努めます。

- 1 図書館資料の充実
- 2 図書館活動の充実
- 3 子ども読書活動の推進
- 4 図書館建設事業の推進

(4) 町民の健康、体力づくり活動の推進

各種スポーツ団体活動の支援をはじめ、社会体育施設、学校施設の有効活用などにより、町民だれもが年齢や体力に応じて、いつでもどこでもスポーツに親しみ、生涯にわたり健康で充実した生活を営むことができるよう、環境の整備を推進します。

- 1 スポーツ大会等を開催し、町民の体力づくりの推進
- 2 スポーツを通じた健康づくりと地域間交流の推進
- 3 体育協会等スポーツ団体への活動支援
- 4 総合型地域スポーツクラブ等スポーツ団体の活動支援
- 5 社会体育施設及び学校教育施設の利用促進と有効活用
- 6 社会体育施設等の管理運営と環境づくりの推進

教育等の振興に関する施策の大綱

平成27年6月策定

利府町教育委員会